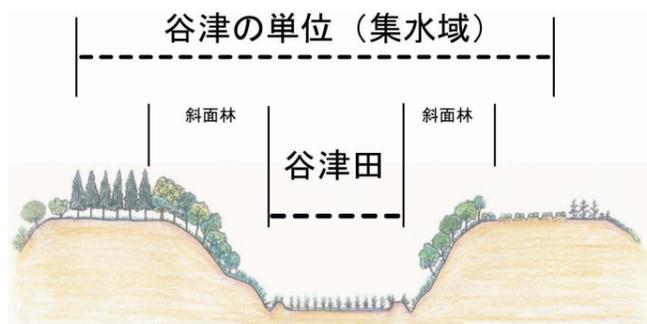


## 樹林地の保全



谷津を保全するためには、谷津田だけではなく、その斜面林を含めた樹林地（集水域）を合わせて保全していくことが重要です。

樹林地を保全することで、生きものの生息環境だけでなく、地下水の涵養や景観の保全にもつながります。

そのために、以下の制度を活用し、保全を進めます。

### 【樹林地の保全】

#### 保護地区※への指定

※ 柏市緑を守り育てる条例に基づき、市が指定する区域

① 指定要件：次のいずれかに該当し、樹木の集団が健全で、かつその集団が存する土地の面積が700㎡以上であること

- ・ 緑が良好な自然景観を形成していること
- ・ 緑が歴史的及び文化的遺産と一体となっていること
- ・ 都市計画及び生活環境上、緑を保護することが必要と認められること

② 指定期間：3年以上

③ 助成等：固定資産税・都市計画税の課税免除

### 【樹林地の保全・活用】

#### カシニワ制度※の活用

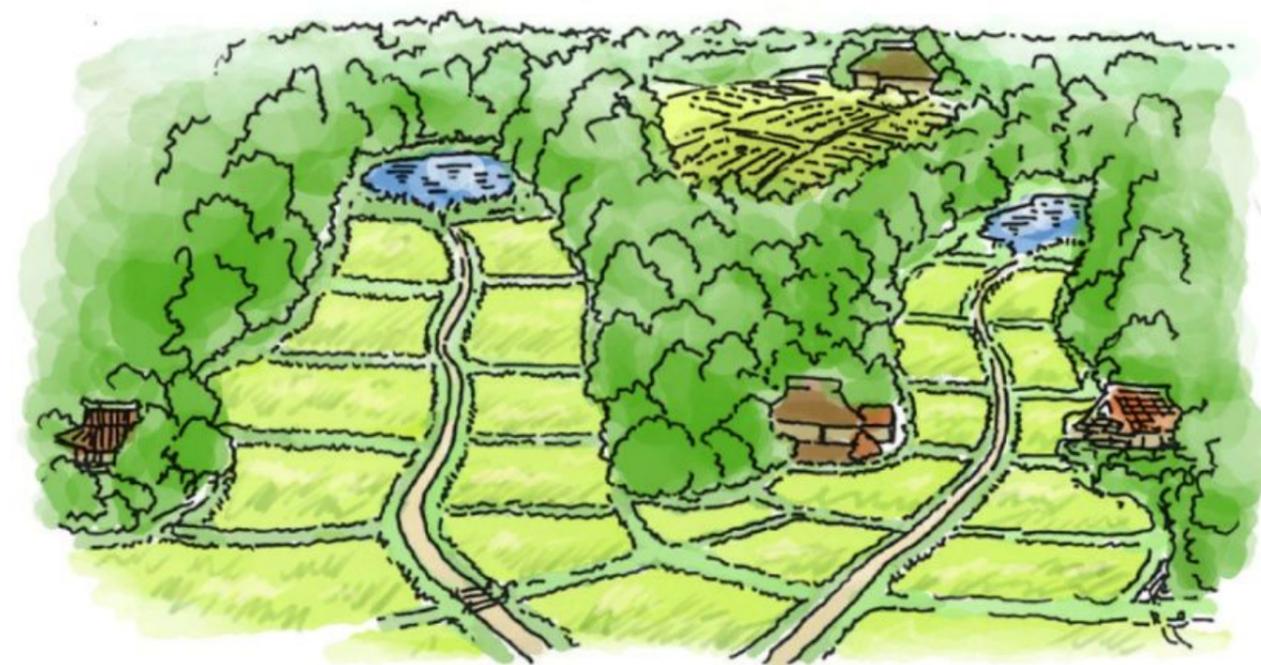
※ 柏市内で市民団体等の方々が手入れを行いながら主体的に利用しているオープンスペース（樹林地や空き地等）並びにオープンガーデンを「カシニワ＝かしわの庭・地域の庭」と位置付け、みどりの保全・創出や人々の交流等を図っていくことを目的とした制度。土地を貸したい土地所有者、使いたい市民団体等や支援したい人の情報を集約し、市が仲介等を行います。

### 【問い合わせ先】

- 谷津田の保全：柏市 環境部 環境政策課  
電話：04-7167-1695
- 樹林地の保全：柏市 都市部 公園緑政課  
電話：04-7167-1148

## 柏市谷津保全指針

（概要版）



谷津の保全にご協力ください

平成29年1月改定

柏市

## ◆谷津の保全

柏市内には、豊かな自然景観を有する谷津が点在し、そこには多くの動物や植物などの生きものが生息する貴重な自然環境が残っています。

柏市では、この谷津を将来にわたって保全していく重要な環境資源と位置づけ、平成28年5月に「柏市谷津保全指針」を策定し、土地所有者や市民の皆さまのご協力を得ながら、保全を推進していきます。



※この指針は、10年間（平成28年度～平成37年度）の取組です。

### 谷津田の保全

#### 【谷津田の保全に関する協定（保全協定）】

「柏市谷津田保全要領」に基づき、谷津田の自然環境及び景観、生態系等の保全にご協力いただける土地所有者の方と柏市で保全協定を締結するものです。協定を締結していただいた方には、協力金をお支払します。

- ①対象地：柏市谷津保全指針で定める保全対象地にある水田
- ②協力金：遊休農地の場合⇒年額10円/m<sup>2</sup>※  
営農地の場合 ⇒年額20円/m<sup>2</sup>

※復田を目指すことが条件となります。

- ③協定期間：3年間（更新可能。平成37年度で終了）  
更新時には、現地確認等を行う場合があります。

#### ④主な協力事項（行為の制限）

- ・宅地の造成、土砂等の堆積、土石の採取等その他の土地の形質変更
- ・その他保全の支障となる行為 等

#### 【谷津田の保全及び活用に係る活動に関する協定（活動協定）】

保全協定を締結した谷津田において、市民等が復田をはじめとした保全活動を希望した場合は、土地所有者と市民等で活動協定を締結することができます。

#### ・主な活動の取組例※

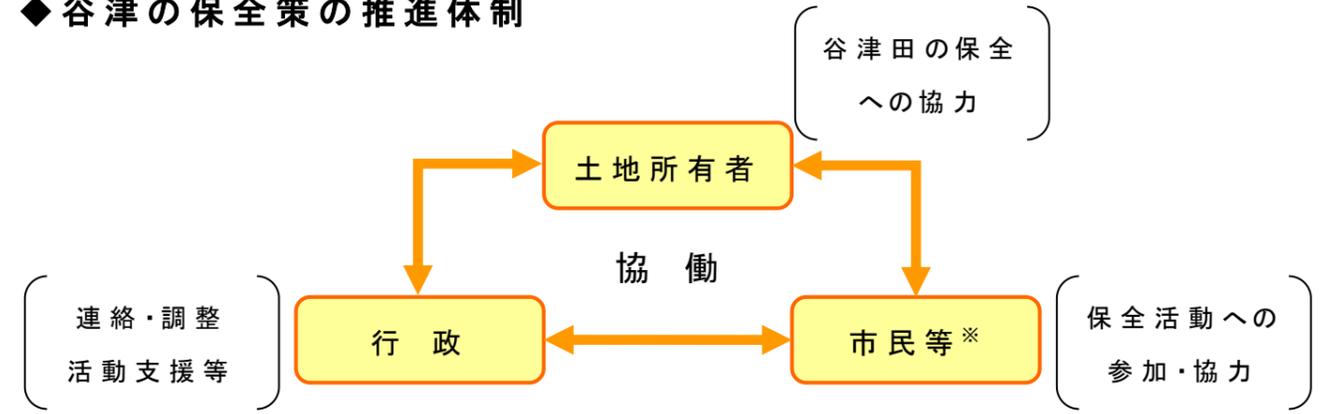
田植・収穫体験、生きもの調査、希少種の保全、自然観察会の開催、清掃活動、CSR（企業の社会的責任）活動 等

※これらの活動は、復田を目指しながら行います。

#### 【保全対象地】

- 大青田湿地
- 大根切・原ノ下
- 柳戸・中台山
- 手賀・狸穴
- 布瀬
- 金山北谷津

## ◆谷津の保全策の推進体制



※市民等には、地域団体、市民活動団体、企業等を含みます。

### ■谷津田の保全策の流れ

